

ここ滋賀のあり方検討について

1. 趣旨

情報発信拠点「ここ滋賀」は、平成29年度に東京・日本橋に開設し、令和8年度末で10年を迎える。

この間、コロナ禍を経て、人々のライフスタイルや働き方は大きく変化するとともに、地方では人口減少が進み活力減退が見込まれる一方、東京へのヒト、モノ、カネの一極集中がさらに加速度を増している。こうした状況を見据えながら、現建物の賃貸借契約が令和8年度末までとなっていることを踏まえ、令和6年9月に「情報発信拠点『ここ滋賀』のあり方検討懇話会」を設置して有識者等の意見を聴取してきたところ。

今後、懇話会における意見なども勘案し、さらに令和9年4月以降の「ここ滋賀」のあり方について検討を進めていくこととする。

2. これまでの経過

日程		意見交換内容等
令和6年10月29日	第1回 懇話会	①現地視察 (ここ滋賀および他県アンテナショップ) ②現状、実績、評価について ③外部環境の変化について ④都内の他アンテナショップの現状 ⑤「ここ滋賀」のパーパスについて
令和6年12月26日	第2回 懇話会	①「ここ滋賀」の立地、パーパス、機能、運営 形態について
令和7年 3月18日	第3回 懇話会	①情報発信拠点「ここ滋賀」のあり方について (第1回第2回のまとめ)
令和7年 5月28日	第4回 懇話会	①情報発信拠点「ここ滋賀」のあり方について (懇話会まとめ)

3. ここ滋賀のあり方検討懇話会での議論の状況について

※別紙1「情報発信拠点「ここ滋賀」のあり方懇話会の意見」の通り

4. 論点整理

情報発信拠点「ここ滋賀」のあり方検討懇話会の意見を踏まえ、県が考えるここ滋賀のあり方検討の論点は次の通り

(1) 首都圏における情報発信の必要性について

【懇話会意見】

滋賀県の認知度向上のため、引き続き首都圏で情報発信を行っていくことが望ましい

⇒【対応の方向性】

- 情報発信の強化など工夫を凝らした取組により、売上は過去最高を更新していることにあわせ、滋賀への誘客でも着実に実績を伸ばしているところであるが、首都圏は今後も人口が増加し、経済の中心であり続けることから、滋賀県の認知度向上のために、引き続き「ここ滋賀」を設置し情報発信などを行っていく。

(2) ここ滋賀の機能について

【懇話会意見】

「ここ滋賀」のパーパスを「首都圏における滋賀のゲートウェイ」とする

従前の機能に加えて、

- ・首都圏に住む滋賀県ゆかりの人など（関係人口）が集う拠点としての機能をもつことが望ましい
- ・県内事業者へのフィードバックや首都圏への販路開拓をさらに進めるため、1 階マーケットの販売機能を強化することが望ましい

⇒【対応の方向性】

- 様々なステークホルダーに共通する「ここ滋賀」のパーパスを「首都圏における滋賀のゲートウェイ」と定める。
- 新たに強化すべき機能は次の2点
 - ①首都圏在住の滋賀ゆかりやファンの方々のネットワークの創出・強化につなげる拠点としての機能を強化
 - ②滋賀のよいものを発掘し、「ここ滋賀」を通じて首都圏マーケットの販路を開拓するとともに、滋賀の事業者への情報のフィードバックを行うなど、首都圏における県産品の販路拡大の拠点としての機能を強化
- 「ここ滋賀」の機能を最大限発揮する観点から、既存の事業の見直しや、設備の改修等も含めた検討を行う。

(3) ここ滋賀の立地について

【懇話会意見】

- ・歴史的バックグラウンドや今後の発展の可能性の高さで日本橋には優位性がある
- ・現在の場所で運営を続けてきたことで認知度が蓄積している

⇒【対応の方向性】

- 日本橋エリアは江戸時代に近江商人が出店の誘致を受け今日も滋賀と深い縁を残すエリアであること、また、ビジネスパーソンや上質な品を求めて人々が集まり、今後の再開発の進展によってさらに魅力が高まることが見込まれることから、当該エリアには優位性があると認識。
- そのうえで、オープン後8年が経過しており一定の認知度の蓄積があることに加え、他の都道府県の店舗よりも周辺の人流が多いこと、周辺にイベントスペースを活用できる施設が近接していること等を踏まえると、現在立地している場所には「ここ滋賀」の担うべき機能に照らした優位性があると認識。
- 費用対効果等の面から、現拠点に優る物件が他にあるかどうかの情報収集には最大限努めることとし、本年10月の現拠点の再契約優先協議期間の開始に間に合うタイミングまでに、交渉の方向性を定めていきたい。

(4) 運営形態等について

【懇話会意見】

- ・公益性を確保しつつ、民間ノウハウを活用できるという点で、県と運営事業者が連携して運営を行う形態が望ましい

⇒【対応の方向性】

- 物販や飲食といったここ滋賀の基本的な管理運営については、これまで通り民間のノウハウを活用することとし、販路開拓の強化や関係人口の創出、観光誘客の強化に向けては、これらの政策目的を実現していくためのより効果的な民間との連携方法について検討したい。

(5) 次期賃貸借契約の期間について

【現行契約】 10年間（平成29年度～令和8年度）

⇒【対応の方向性】

- 環境の変化が大きい首都圏において長期の契約にはリスクがあることを踏まえ、賃貸借契約期間については慎重に検討する。

5. 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月25日 厚生・産業・企業常任委員会
ここ滋賀のあり方検討について

令和7年夏 厚生・産業・企業常任委員会
ここ滋賀のあり方について（案）